

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十八年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（電子基準点現地調査）

二 測量の地域 奈良市、天理市、五條市、生駒市、宇陀市、宇陀郡御杖村、北葛城郡
広陵町並びに吉野郡吉野町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村及
び川上村

三 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十九年一月三十一日まで